

『新福祉事業 任意脱退申出書』

記入日 年 月 日

所 属 所 名	
組 合 員 証 記 号 番 号	-
申 出 人 氏 名	印

※申出人自ら署名する場合は、押印は不要です。

(加入者→所属所共済組合事務主管課→共済組合)

私事都合により、新福祉事業の脱退を申し出ます

1. 脱退期日

令和 年 月 控除分まで保険料払込【払込最終月を記入】

2. 「全部脱退」もしくは「一部脱退」いずれかを○で囲んでください。

《脱退時の注意事項》

裏面の「新福祉事業 脱退する際のご確認」を必ずご確認ください。

<input type="radio"/>	全部脱退			
<input type="radio"/>	一部脱退 (※)			

※一部脱退を選択した場合は、脱退する制度の欄に「×」と記入してください

	本 人	配偶者	こども
遺族福祉年金制度 (基本コース)	■	×	×
遺族福祉年金制度 (継続コース)	×	×	■
医療保障保険	×	×	×
医療保障保険 (充実型) ※医療保障保険が加入要件	×	×	×
医療保障保険 (ケガ通院) ※医療保障保険が加入要件	×	×	×
総合医療保険 ※医療保障保険が加入要件	×	×	×
重病支援制度 (主契約)	×	×	×
7大疾病保障特約	×	×	×
がん・上皮内新生物保障特約	×	×	×
退職後継続制度	×	×	×

※配偶者・こどもが継続するには、本人の加入が必要です

※7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、重病支援制度 (主契約) の加入が必要です

※医療保障保険 (充実型)、医療保障保険 (ケガ通院)、総合医療保険は、医療保障保険の加入が必要です

次ページの「新福祉事業」脱退する際のご確認をご記入ください

所属所担当者記入欄

受付日：令和 年 月 日 担当者氏名：_____

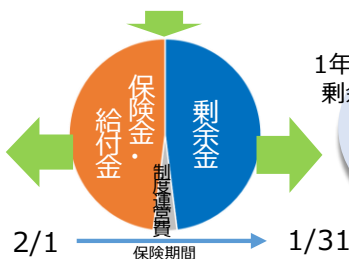
※担当者自ら署名する場合は、押印は不要です

「新福祉事業」 脱退する際のご確認

保険期間途中で脱退された場合は配当金のお返しはできません。

ご加入の組合員一人ひとりの思いやり（＝保険料）

大切なお仲間のため・・・
愛するご家族のため・・・
生活支援
をいたします。



1年経過後、収支計算をして
剰余金が発生した場合・・・
配当金として
お戻しいたします。

～配当率（令和2年度）～

遺族福祉年金制度（基本コース）

約0%

遺族福祉年金制度（継続コース）

約25.8%

医療保障保険

約40.99%

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しします。
- 配当率は、お支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
- 配当金が還付されるのは、遺族福祉年金制度（基本コース）、遺族福祉年金制度（継続コース）と医療保障保険です。総合医療保険、医療保障保険 充実型、医療保障保険 ケガ通院、重病支援制度、退職後継続制度には配当金がありません。

再度ご加入する際は、健康状態の確認が必要になります。
その結果、ご加入いただけない場合もありますのでご注意ください。

本人が脱退すると配偶者・子どもも脱退となります。
なお、一部の制度のみ脱退することも可能です。
（本人の遺族福祉年金制度（基本コース）への加入は必要です。）

ご請求を、お忘れになっている案件はございませんか。

【令和2年2月1日～令和3年1月31日までのお支払い件数】

制度名称	遺族福祉年金制度		医療保障保険	総合医療保険	医療保障保険 充実型	医療保障保険 ケガ通院	重病支援制度
	基本コース	継続コース					
件数	9件	16件	227件	248件	95件	49件	16件
金額	27,500万円	7,960万円	約1,282万円	約1,926万円	約277万円	約182万円	約5,400万円

「新福祉事業」は多くの組合員のお役に立っています。

新福祉事業では、万一（死亡）の場合、保険金給付に加えて、ご遺族の精神的なサポートを目的として、遺族ガイダンスを実施しています。

- 遺族ガイダンス・・・請求手続きのご案内と遺族が受けられる給付、公的に必要な手続き（医療保険・相続）、公的融資など生活ガイドについてご説明します

新福祉事業は、退職後も継続することができます。

【制度内容に関するお問い合わせ先（引受保険会社）】

明治安田生命保険相互会社 公法人第二部法人営業二部

電話番号 03-5289-7145 時間9:00～17:00(土日祝日除く) ※制度内容等の詳細については、パンフレットをご一読ください。